

社会福祉法人 江寿会 行動計画

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和8年12月31日までの2年間

次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づき、すべての従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

2. 内容

次世代育成支援対策

目標1：業務改善により不必要な残業を減らし、ワークライフバランスを推進する

対策

- 令和6年4月～生産性向上委員会の設置による業務内容の把握。
- 令和6年4月～職員で不必要な業務等の選別を実施。介護ロボット・ICT 導入計画
- 令和7年3月～事業計画・予算（案）に作成。
- 令和7年4月～残業削減計画業務の実施。

目標2：育児介護休業法等の周知により育児・介護休業、給付、産前産後休業等の諸制度の周知

対策

- 令和7年1月～安全衛生委員会で育児・介護休業法に関する勉強会の実施。
- 令和7年2月～全職員へ育児・介護休業規程の周知。
- 令和7年3月～各事業所にて対象者の把握、打診。

次世代育成支援対策・女性活躍推進対策

目標2：年次有給休暇の取得率を次の水準以上にする
年休取得日数8日以上にする。

対策

- 令和7年1月～主任者会議で情報を発信し全職員へ周知する。
- 令和7年2月～取得状況を確認し、再度周知を行う。
- 令和7年4月～期間内目標未達成の場合、管理職において調整する。